

辰野町住宅リフォーム補助金に関する Q&A

Q1: 申請者はだれになりますか。

A1: 辰野町に住民登録または外国人登録があり、補助対象となる住宅の所有者でリフォーム工事の契約者が申請者となります。施工業者が申請者となることは出来ません。

Q2: 役場受付窓口(建設水道課)への申請書の提出は、申請者本人でないといけませんか。

A2: 申請者でも同一世帯者でも提出は可能です。

Q3: 申請対象工事の依頼先が辰野町外の業者であっても、対象となりますか。

A3: 対象となりません。辰野町内の住宅関連業者で、町内に本店若しくは支店を有する法人、又は町内に住所を有する個人事業主が工事を行う場合に補助の対象となります。

Q4: 住宅リフォーム工事を行うにあたり、他の補助金や給付金を受ける予定ですが、併用申請は可能ですか。

A4: 併用申請は出来ません(太陽光発電システム設置補助金、介護保険の住宅改修等)。但し、対象部分の区分けが出来れば対象となります。また、固定資産税の耐震改・バリアフリー改修・省エネ改修による税額の減額は税法上の特例措置であるため、他の補助金等にはあたりません。詳しくはご相談下さい。

Q5: 建物の所有者が親と子の共有名義になっていますが、親と子でそれぞれの申込みは可能ですか。

A5: 共有名義であっても、1つの住宅に対し1人の申請者しか補助対象となりませんので、どちらか一方での申し込みとなります。

Q6: 住宅リフォーム工事はいつから着工できますか。

A6: 補助金の交付申請をしていただき、補助金交付決定後に工事を着手していただくこととなります。

Q7:申請書添付書類の工事見積書・契約日の日付が4月1日以前ですが、工事着手は交付決定後行う予定です。対象工事となりますか。

A7:工事見積書・契約書の日付が4月1日以前であっても、交付決定後の工事着手であれば対象工事となります。

Q8:アパート、貸家の増改築・リフォーム工事は対象となりますか。

A8:基本的には持ち家でないため対象となりません。但し、アパートや貸家に所有者が居住している場合、その居住部分は対象となります。複数棟の貸家のうち居住以外の棟は対象となりません。一棟は持ち家と同じ扱いとなりますので対象となります。

Q9:アルミ製の既製品の玄関風除部屋やサンルーム、窓枠(ペアガラス等)の設置工事は対象となりますか。

A9:住宅の一部の増築工事として対象となります。

Q10:工事内容に変更・中止が生じましたが、変更・中止の申請が必要ですか。

A10:申請書に記載した計画等内容を変更や中止をしようとする場合は、変更工事に着手する前に必ず窓口へご連絡いただき、変更・中止申請を行ってください。

Q11:工事が完了し、実績報告書を提出したいが、いつまでに提出すればよいですか。

A11:工事完了後、1ヶ月以内又は3月末日のいずれか近い期日までに以下の書類を提出してください。

- ①辰野町住宅リフォーム補助金実績報告書(様式第5号)
- ②領収書等支払いを証する書類の写し
- ③リフォーム工事後の写真
- ④辰野町住宅リフォーム補助金交付請求書(様式第7号)